

令和7年度

宮代町防犯のまちづくり

推進協議会



宮代町 くらし安全課 防犯・交通安全担当

令和 7 年度防犯のまちづくり推進協議会

目次

1. 概要	1
2. 委員名簿	1
3. 管内市町別犯罪発生状況	2
4. 犯罪情報等の提供	3
5. 自主防犯組織	4
6. 町実施事業について	6
7. 防犯灯設置検討部会について	9
8. 宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱	10

1. 概要

項目	内容
目的	地域社会における犯罪を起こさにくい環境整備に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等の連携協力により、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために設置するものです。
根拠法令	宮代町防犯のまちづくり推進条例 宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱
委嘱期間	令和6年9月19日～令和8年3月31日
会議開催の頻度	年1回を予定
主な会議開催場所	宮代町役場、進修館等
会議の内容	犯罪情報提供、自主防犯組織に関する情報提供、町実施事業について、防犯灯の設置について、意見交換等を実施するものです。
謝金の有無	なし

2. 委員名簿（敬称略）

NO	氏名	所属	NO	氏名	所属
1	山田 徳行	杉戸警察署	11	星 喜助	宮代町商工会
2	高野 桂子	東小学校	12	中川 定雄	地域安全パトロール隊
3	栗原 利夫	百間中学校	13	横手 昇	杉戸管内地域安全推進連絡協議会
4	高宮 幸枝	宮代町PTA連絡協議会（小学校）	14	佐野 好一	姫宮地区連合自治会
5	荻原 智恵子	宮代町PTA連絡協議会（中学校）	15	島村 薫訓	古利根地区連絡会
6	橋本 裕子	宮代須賀幼稚園	16	豊島 勲	駅西口地区連絡会
7	服部 恵美	みやしろ保育園	17	近藤 隆	須賀地区連絡会
8	荻田 慎嗣	宮代高等学校	18	上田 悟	公募
9	石垣 泰舟	宮代特別支援学校	19	深井 重男	公募
10	林 祐司	日本工業大学			

3. 管内市町別犯罪発生状況

＜令和5年・令和6年12月末の認知件数対比（暫定値）＞

犯罪の種類	年	宮代町	管内合計	県合計	増減（宮代町）
路上強盗	5年	0	2	22	0
	6年	0	1	20	
ひったくり	5年	0	3	61	0
	6年	0	2	50	
オートバイ窃盗	5年	4	48	754	0
	6年	4	61	1,004	
自転車窃盗	5年	49	727	13,622	30
	6年	79	814	14,220	
自動車窃盗	5年	3	70	683	Δ2
	6年	1	74	781	
車上狙い	5年	5	162	1,770	3
	6年	8	111	1,683	
自動販売機狙い	5年	0	18	412	0
	6年	0	30	302	
侵入窃盗	5年	12	260	1,704	Δ6
	6年	6	214	1,427	
刑法犯認知総数	5年	194	3,941	49,653	71
	6年	265	4,452	51,667	
合計	5年	267	5,231	68,681	96
	6年	363	5,759	71,154	

※会議開催時点での暫定値であり、変更になる場合があります。

4. 犯罪情報等の提供

杉戸警察署からの依頼を受け、犯罪情報（主に振り込め詐欺の予兆電話）、迷い人の捜索（お知らせ）を防災行政無線で放送、防災メールの配信等を行いました。

（令和6年度実績）

月	日	内容
4月(1件)	30日	オレオレ詐欺
5月(4件)	9日	還付金詐欺
	14日	還付金詐欺
	20日	オレオレ詐欺
	23日	架空請求詐欺
6月(3件)	6日	還付金詐欺
	17日	架空請求詐欺
	28日	架空請求詐欺
7月(2件)	1日	架空請求詐欺
	7日	架空請求詐欺
8月(4件)	6日	架空請求詐欺
	14日	迷い人
	14日	迷い人
	20日	オレオレ詐欺
9月(2件)	11日	オレオレ詐欺
	27日	架空請求詐欺

月	日	内容
10月(3件)	7日	架空請求詐欺
	8日	架空請求詐欺
	15日	架空請求詐欺
11月(3件)	13日	迷い人
	13日	迷い人
	13日	オレオレ詐欺
12月(2件)	3日	架空請求詐欺
	20日	架空請求詐欺
1月(3件)	7日	迷い人
	14日	迷い人
	16日	迷い人
2月(2件)	6日	特殊詐欺
	7日	特殊詐欺
3月(3件)	4日	特殊詐欺
	14日	特殊詐欺
	31日	特殊詐欺

合計 32件

〈参考実績〉令和4年度実績・・・合計22件

令和5年度実績・・・合計32件

※上記の他、町のホームページで注意喚起や庁舎のロビー等において詐欺被害防止の看板の掲示及びチラシの配布をするなど啓発活動を行いました。

5. 自主防犯組織

地域の安全確保のため、年末年始等にパトロールを実施しています。

	名称	設立年月日
1	地域安全パトロール隊（注1）	平成15年 8月 2日
2	宮東安全パトロール隊	平成17年12月17日
3	宮代台自治会	平成17年12月12日
4	東自主防犯会	平成18年 4月 1日
5	中寺地区防犯パトロール隊	平成18年 9月 1日
6	須賀上地区防犯パトロール	平成19年 8月27日
7	川端自主防犯防災会	平成20年 6月 1日
8	宮代学園台自主防犯会	平成22年 4月 1日
9	和戸町内防犯会（注2）	平成26年 4月13日
10	姫宮東団地自主防犯会	令和 元年11月 1日
11	姫宮南団地防犯委員会	令和 7年 3月16日

注1）杉戸町・宮代町の有志で結成し、杉戸警察署管内の防犯パトロールを実施。

注2）構成：和戸1丁目地区・和戸2丁目1区2区・和戸3丁目地区・和戸4丁目1区2区・和戸5丁目地区。

注3）活動休止中の組織は、記載しておりません。

●各種表彰

- ・防犯大会表彰（杉戸管内防犯協議会 会長 宮代町長 新井康之）

～地域安全功労団体の推薦基準～

6年以上にわたり、組織的な地域安全思想の普及高揚等の地域安全活動を推進し、事件、事故等の被害の防止に多大の功労のあった団体。また、過去3年間、同一の表彰受賞歴を有していないこと。

- ・知事感謝状（埼玉県防犯のまちづくり推進会議 会長 埼玉県知事）

～団体表彰推薦基準～

自主防犯活動団体として積極的に活動するなど、防犯のまちづくりに貢献し、その功績が特に優れ、3年以上の活動歴を有する団体。

各種表彰実績（過去5年間）

	防犯大会表彰	知事感謝状
令和2年度	宮東安全パトロール隊	川端自主防犯・防災会
令和3年度	宮代台自治会	宮代学園台自治会
令和4年度	東自主防犯会	和戸町内防犯会
令和5年度	須賀上地区防犯パトロール	該当なし
令和6年度	川端自主防犯防災会	該当なし

6. 町実施事業について

●安心安全まちづくり推進事業補助金

宮代町では、犯罪に強い安心で安全なまちづくりの推進を目的に、地域に密着した防犯組織の活動を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付しています。

対 象 者・・・地域に密着した防犯に関する活動をしている自主防犯組織で町に設立の届出がある団体

(対象事業)

補助対象区分	補助金額
ア 防犯用の資機材の購入費 ①パトロールに要する経費 (ジャンパー、腕章、ベスト、等) ②啓発活動に要する経費 (プレート、のぼり旗、等) ③備品等購入費 (さすまた、防犯カメラ※本体代のみ、等)	①初めて補助を受ける団体 活動に要する経費の1/2以内の額で上限額 150,000円 ②①を受けた団体 活動に要する経費の1/2以内の額で上限額 70,000円
イ 防犯に関する意識啓発、研修及び訓練に要する経費 ①研修会の実施に要する経費 (講師謝金、講師旅費、会場使用料、等) ②研究、啓発、ワークショップに要する経費 (防犯マップ、ちらし、ポスター作成経費、等)	①(世帯数×100円)+20,000円 ②実支出額 ①及び②のいずれか少ない額
ウ 地域環境改善活動に要する経費 ①落書き消しに要する経費 (溶剤、マスク、刷毛、等) ②死角となる危険箇所の是正に伴う経費 のこぎり、脚立、ゴミ袋、等	

(実績)

年度	申請者	補助対象	補助額(円)
6	宮代台自治会	のぼり旗の購入	15,000
6	学園台自主防犯会	ベスト、腕章、ヘッドライトの購入	23,400
5	宮代台自治会	のぼり旗の購入	12,300
4	和戸町内防犯会	のぼり旗、ベストの購入	70,000
4	宮代台自治会	のぼり旗の購入	12,300
3	宮代台自治会	のぼり旗の購入	15,800
2	和戸町内防犯会	のぼり旗の購入	54,500
2	宮代台自治会	のぼり旗の購入	12,300

●宮代町防災・防犯マスター講座

1 趣 旨

宮代町防災・防犯マスター講座は、自主防災組織に関する基本的な知識の習得、自主防災組織の一員として組織運営に関わるために必要な知識の習得及び、自主防犯組織の組織化を推進するための基礎的なノウハウと設立後の運営方法などの知識、技能を習得する講座であり、防災・防犯の両分野における能力を高めることで、各組織さらに町全体の防災・防犯力を向上させるために実施したものです。

2 実 績

■令和6年度： 7人

■令和5年度： 9人

■令和4年度：10人

■令和3年度：中止

■令和2年度：中止

●職員による青色防犯パトロールの実施

小学生の帰宅時における防犯を目的に、青色回転灯を装備する公用車を使用して宮代町職員による青色防犯パトロール（通称「青パト」）を平成17年から実施しています。

実施日：毎週火・金曜日の週2日 15：00～17：00

※12月及び1月については、週3日（火・木・金）実施

●防犯灯のLED化について

宮代町には現在2,664基の防犯灯が設置されています。そのうち2,614基がLED防犯灯になっており、全体の9割以上がLED化されています。

これからも消費電力や発熱の少ないLED防犯灯を推進していきます。

〔防犯灯器具内訳〕

器具の種別	R6. 3 末
蛍光灯	0
インバーター	0
ナトリウム	1
水銀灯	49
LED化済み	2,614
合計	2,664



※道路照明灯などで強い光量を必要とする場合は、LED化することができない事もあります。

(実績)

	新設実施数	実施額	種類
平成30年度	6基	約10万円	LED 一体型器具
令和元年度	9基	約15万円	
令和2年度	9基	約40万円	
令和3年度	21基	約60万円	
令和4年度	11基	約20万円	
令和5年度	11基	約20万円	
令和6年度	5基	約10万円	

●令和 7 年度防犯カメラ設置工事について

犯罪や不正行為を抑止・防止し、被害を未然に防ぐことを目的として、下記仕様の防犯カメラを、人の集まりやすい町の公共施設「ぐるる宮代(3 台)」、「はらっパーク(3 台)」、「新しい村(3 台)」と、東武動物公園駅(西口 2 台、東口 2 台)、姫宮駅(西口 2 台、東口 2 台)、和戸駅(2 台)に合計 19 台設置します。(別添防犯カメラ設置箇所位置図参照)

○仕様について

メーカー名	マスプロ	
品 番	ASM03FHD	
仕 様	S D カードレコーダー内蔵カメラ 200 万画素 (撮影した画像はカメラに内蔵した記録媒体としての SD カードに保存する)	

7. 防犯灯設置検討部会について

防犯灯設置検討部会の設置

防犯灯の設置は、年 1 回区長から要望として新設の申請をしてもらいます。この申請された案件を全て設置するのではなく、申請内容を公平性や透明性を確保するために、専門部会を設置して審査し、現地調査も実施した上で、設置の可否を決定します。その後、予算の範囲内で工事を実施します。

設置のながれ

下記のスケジュールは予定であり、変更となる場合があります。

7 月：自治会長・区長からの申請〆切

1 0 月：第 1 回会議。申請内容の確認及び現地調査を行い、採点表を作成する。

1 1 月：第 2 回会議。採点結果を基に設置の可否を決定する。

1 2 月：設置可能な案件について随時工事発注を行う。

8. 宮代町防犯のまちづくり推進協議会設置要綱

平成18年12月14日

告示第140号

(設置)

第1条 地域社会における犯罪を起こさせにくい環境整備（以下「防犯のまちづくり」という。）に関し、町、町民、事業者及び土地建物所有者等（以下「町民等」という。）の連携協力により、防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するために宮代町防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 町民等の防犯意識の高揚及び啓発に関すること。
- (2) 地域自主防犯活動の推進に関すること。
- (3) 防犯に関する情報の交換及び参加団体等相互の連携強化に関すること。
- (4) 防犯のまちづくりに関する総合的な計画の作成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 杉戸警察署の防犯担当職員
- (2) 町内小学校校長の代表者
- (3) 町内中学校校長の代表者
- (4) 町内小学校の保護者の代表者
- (5) 町内中学校の保護者の代表者
- (6) 町内幼稚園の職員
- (7) 町内保育園の職員
- (8) 町内高等学校の職員
- (9) 町内特別支援学校の職員
- (10) 町内大学の職員
- (11) 宮代町商工会員
- (12) 地域安全パトロール隊の代表者
- (13) 杉戸管内地域安全推進連絡協議会のうち宮代地区の地域防犯推進委員
- (14) 専門知識を有する者
- (15) 各地区連絡会の構成員
- (16) 一般公募による市民

3 前項各号における定数は、第1号から第14号までの委員においてはそれぞれ1人とし、第15号の委員は4人、第16号委員の定数は2人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を総理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議を主宰する。

2 会長は必要に応じて、会議に町民、町内在学者、町内在勤者、専門家及び関係職員等の出席を求めることができる。

3 会長は、前項の規定による会議を開催したときは、次の協議会において会議の内容等を報告しなければならない。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項を具体的に審議するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2 協議会の事務局は、くらし安全課において処理する。

(事務局の所掌事務)

第9条 事務局は次の事項を処理する。

(1) 協議会及び専門部会の会議の招集事務に関すること。

(2) 会長及び副会長との連絡調整に関すること。

(3) 会議の主要な議事の記録に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項に関すること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第71号)

この告示は、制定の日から施行する。

附 則 (令和7年告示第63号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。